平成２７年（フ）第１７７号
川崎市麻生区南黒川２番４―403号
債務者　外間　和宏
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　力丸
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市久里浜７―31―１―318、住民票上の住所千葉県印西市木刈４丁目29番地８
債務者　前島　規之
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成27年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１１号
川崎市宮前区犬蔵１丁目25番23号　コーポカヤバＢ101、前住所川崎市宮前区水沢３丁目２番41号　シーズンソレアード弐番館106
債務者　古川　勝彦
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
滋賀県守山市今浜町2620―14―901、住民票上の住所川崎市麻生区片平１丁目12番７号
債務者　川内　摩記
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
滋賀県守山市今浜町2620―14―901、住民票上の住所川崎市麻生区片平１丁目12番７号
債務者　川内　昭治
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地12棟102号
債務者　戸田　正宏
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４０７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２―22―４　401号、住民票上の住所東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地12棟102号
債務者　戸田　純子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２２号
東京都八王子市鹿島３番地３―205
債務者　石田　　功
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川健太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県南あわじ市神代國衙1218番地１、主たる営業所兵庫県南あわじ市神代國衙1240―２
債務者　高吉ガラスこと　高田　和明
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県南あわじ市神代國衙1218番地１
債務者　高田　晴夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
宮崎県えびの市大字西川北766番地２
債務者　長塩　　力
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成27年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第７３７号
福岡県宗像市池田3266番地34
債務者　石井　裕之
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８１号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目７番14号、前住所佐賀県唐津市浜玉町五反田1238番地
債務者　内山　和也
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千綿俊一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部